

平成20年度政策評価書(事後評価)

担当部局：食品安全委員会事務局

評価実施時期：平成21年8月

政策分野：食品安全政策

政策	食品の安全性の確保
基本目標	食品安全基本法に基づき、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、食品健康影響評価を着実に実施するとともに、関係者相互間におけるリスクコミュニケーションを推進すること等により、食品の安全性の確保を図る。
評価方式	実績評価方式

1 政策の概要

(1) 政策の背景・必要性

食品流通の国際化等の国民の食生活を取り巻く状況の変化、BSE等の食の安全を脅かす事件の発生、食の安全には「絶対」はなく、リスクの存在を前提に科学的な評価を行い、適切な管理をするという考え方(リスク分析)の一般化等の情勢の変化を踏まえ、平成15年に食品安全基本法(平成15年法律第48号)(資料1)が制定され、新しい食品安全行政の枠組みが導入された。また、同年7月1日に、リスク管理機関から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に食品健康影響評価(リスク評価)を行う機関として、食品安全委員会が設置された。

食品安全基本法第6条において、「食品の安全性の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する」ことは国の責務であるとされており、同法第23条第1項各号の規定に基づき、食品安全委員会は、

- ・ 適切にリスク管理を行い、食品安全を確保するための基礎となるリスク評価を実施すること、
- ・ リスク評価手法の開発などリスク評価を実施するための科学的知見の充実に必要な研究を実施すること、
- ・ 国民の意見を反映するとともに、公正性及び透明性を確保するための関係者相互間の情報及び意見の交換(リスクコミュニケーション)を企画・実施すること等を行うこととされている。

(2) 主な施策の概要

ア 食品安全基本法に規定する基本的事項のフォローアップ

食品安全基本法の基本理念にのっとり、同法第11条から第20条までに定める基本的な方針を具体化するため、必要な措置の実施に関する基本的事項として、「食品

安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項」(平成 16 年 1 月 16 日閣議決定。以下「基本的事項」という。)(資料 2)を定めている。毎年度、食品安全委員会企画専門調査会において、基本的事項の記載事項の実施状況を確認し、基本的事項のフォローアップを実施する。

イ 食品健康影響評価技術研究の推進

科学を基本とするリスク評価の推進のため、あらかじめ研究領域を設定し公募を行う「研究領域設定型」の競争的研究資金制度により、リスク評価に関するガイドライン・評価基準の策定等に資する研究として、大学や試験研究機関等に属する主任研究者に委託して実施する。

ウ 食品健康影響評価に関するリスクコミュニケーションの推進

食品安全基本法第 13 条及び基本的事項において、食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、当該施策について意見を述べる機会の付与等の取組を推進し、関係者相互間の情報及び意見の交換の促進を図るとされている。このため、国民の関心の高い事項等について、厚生労働省、農林水産省等と連携しつつ、関係者との間で情報の共有や意見の交換を行うとともに、ホームページ、メールマガジン、パンフレット、季刊誌等を通じた情報発信を行う。

(3) 主な施策の予算額

(単位：百万円)

主な施策	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
食品安全基本法に規定する基本的事項のフォローアップ	—	—	—
食品健康影響評価技術研究の推進	244	364	364
食品健康影響評価に関するリスクコミュニケーションの推進	135	118	123

2 政策評価の結果

(1) 目標の達成状況

指標	18 年度	19 年度	20 年度	達成度
	上：目標値(目標年度) 下：実績値			
ア 食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項のフォローアップ	— 実施	— 実施	記載事項の 実施状況の 確認 実施	達成できた

指標	18年度	19年度	20年度	達成度
	上：目標値（目標年度） 下：実績値			
イー① 実施要領に定める事後評価結果	—	—	平均評価点 が3以上の 研究課題が 50%以上 100%	目標以上の 成果を達成 できた
イー② 実施要領に定める中間評価結果	—	—	平均評価点 が3以上の 研究課題が 50%以上 100%	目標以上の 成果を達成 できた
ウー① 食品健康影響評価の内容に関する意見交換会への参加者に対するアンケート調査において、「内容について理解度が増進した者」の割合	—	50%以上 53.4%	50%以上 84.2%	目標以上の 成果を達成 できた
ウー② 食品健康影響評価の内容に関する意見交換会への参加者に対するアンケート調査において、「意見交換会に満足した者」の割合	—	—	50%以上 73.7%	目標以上の 成果を達成 できた
ウー③ 年度末におけるメールマガジンの登録者数（対前年度末に対する増加率）	—	30%以上 36.6%	20%以上 19.1%	達成に向け て進展があ った

（達成状況は、①目標以上の成果を達成できた、②達成できた、③達成に向けて進展があった、④達成に向けて一部進展があった、⑤達成に向けての進展はなかった、⑥わからない、の6つの区分から評価した。達成目標の目標期間は、特段の記載があるものを除き、平成20年度である。達成目標の設定の考え方は評価書末尾の「参考」を参照。）

（2）平成20年度に目標年度を迎えた指標に係る目標の達成状況

平成20年度に目標とされた6指標のうち、「①目標以上の成果を達成できた」ものが4指標、「②達成できた」ものが1指標あった。一方、「③達成に向けて進展があった」ものは1指標であった。以上のように、目標年度を迎えた大部分の指標について目標を達成できた。

(3) 目標の達成状況の分析

ア 食品安全基本法に規定する基本的事項のフォローアップ

平成21年1月30日に開催された第29回企画専門調査会において、関係府省の出席の下、基本的事項の記載事項の実施状況を確認し、基本的事項のフォローアップを実施した。その結果、関係府省において、食品の安全性の確保のための措置がとられていることが確認された。フォローアップの結果については、2月12日に開催された第273回食品安全委員会会合において報告された（資料3）。

イ 食品健康影響評価技術研究の推進

平成20年度に実施することとされていた23課題（継続15課題、新規8課題）（資料4）について、平成20年5月に、大学や試験研究機関等に属する主任研究者に研究を委託した。

これらの研究課題のうち、研究期間が平成21年度以降に及ぶ16課題については中間評価の結果、すべての研究課題が平均評価点3以上とされ、平成21年度において研究を継続実施している。

平成20年度に研究期間が終了した7課題については事後評価の結果、すべての研究課題が平均評価点3以上とされ、目標を上回る研究成果を得ており、今後、リスク評価に関するガイドライン・評価基準の策定等や新たな科学的知見として活用される予定であり、信頼性の高いリスク評価の実現やリスク評価の迅速化を図る上で有効であった。

また、研究費の適正な執行を図る観点から、研究受託者に対する実地指導を実施した。

ウ 食品健康影響評価に関するリスクコミュニケーションの推進

食品安全委員会では、リスクコミュニケーション専門調査会がとりまとめた「意見交換会の実施と評価に関するガイドライン」（平成20年8月食品安全委員会リスクコミュニケーション専門調査会）に沿って、参加者の相互理解が円滑に進むように十分配慮を行うなど、きめ細かいリスクコミュニケーションを実施している。その結果、平成20年度は、達成目標のとおり、意見交換会の参加者の84.2%が評価書の内容に対して「理解が増進した」、73.7%が意見交換会の内容に「満足した」としており、これらの取組は、極めて有効である。

一方、平成20年度末のメールマガジンの登録者数は6,875人となり、前年度末（5,774人）に比べ19.1%増加し、目標値の20%以上にはわずかに及ばないものの、より多くの方への情報提供を行った。毎年、登録者数の伸び率が減少していることから、新たな掘り起こしが必要と思われる。

また、意見交換会実施のための業者の選定に当たっては、一般競争入札を行うこ

とにより効率性の確保に努めた。

エ 総合的な評価

基本的事項のフォローアップは、平成 20 年度においても実施することができた。また、食品健康影響評価技術研究の評価結果や意見交換会の参加者の「理解が増進した者」及び「意見交換会に満足した者」の割合は、目標以上の成果を達成することができた。一方、メールマガジンの登録者数については、目標にわずかに達しなかったが、登録者数自体は増加しており、達成に向けて進展があったといえる。

3 課題と今後の取組方針

(1) 政策全体の課題と今後の取組方針

基本的事項のフォローアップについては、基本的事項の策定に関する事務が消費者庁に移管されることを踏まえ、効率的なフォローアップのあり方を検討する。

食品健康影響評価技術研究については、独自の研究機関を持たない食品安全委員会における本研究の重要性に鑑み、リスク評価の効率化に必要な研究を一層推進するため、研究の委託に係る予算の拡充とともに、これまで以上に多くの研究機関に対し本研究について周知し、応募者の範囲の拡大に努める。

食品健康影響評価に関するリスクコミュニケーションについては、より一層、きめ細かいリスクコミュニケーションを実施するための費用を拡充して要求するとともに、メールマガジンの登録の更なる促進を図る。

また、食品安全委員会においては、平成 20 年 7 月に設立 5 周年という節目を迎えたことを機に、これまでの実績を総括し、委員会の業務の改善を図るための検討を行い、平成 21 年 3 月 26 日に開催された第 279 回食品安全委員会会合において、「食品安全委員会の改善に向けて」（資料 5）を取りまとめた。今後は、取りまとめられた改善方を着実に実施するとともに、必要な予算要求等に反映する。

(2) 主な施策の課題と今後の取組方針

課題	今後の取組方針	
・食品安全基本法に規定する基本的事項のフォローアップ 基本的事項の策定に関する事務が消費者庁に移管されることを踏まえ、効率的なフォローアップのあり方を検討する。	予算要求	—
	事務の改善等	消費者庁と適切に連携を図ることに より、効率的なフォローアップのあり方を検討する。

課題	今後の取組方針	
・食品健康影響評価技術研究の推進 リスク評価の効率化に必要な研究を一層推進する。	予算要求	研究の委託に係る予算を拡充して要求する。
	事務の改善等	これまで以上に多くの研究機関に対して本研究について周知し、応募者の範囲の拡大に努める。
・食品健康影響評価に関するリスクコミュニケーションの推進 今後も、関係府省と連携しつつ、消費者を含む関係者との間で情報の共有や意見の交換を行うとともに、教育機関・関係団体等との連携の推進や多様な手段を用いた情報提供に努める	予算要求	様々なリスクコミュニケーションに係る情報を多様な手段によって国民に幅広く理解しやすい形で提供するための費用を拡充して要求する。
	事務の改善等	<ul style="list-style-type: none"> ・リスクコミュニケーション専門調査会における議論等を踏まえつつ、今後とも意見交換会の実施等により、正確でより分かりやすい情報提供と意見交換に努める。 ・食品安全への関心が高い方に対して働きかけを行い、メールマガジンの登録のさらなる促進を図る。 ・意見交換会実施のための業者の選定に当たっては、一般競争入札を行うことにより効率性の確保に努める。

(用語)

- ・ 予算要求 : 平成 22 年度概算要求に反映
- ・ 事務の改善等 : 事業の実施方法の見直し(事務改善や契約方法の改善)、事業の統廃合による合理化、事業の廃止等を平成 21 年度及び 22 年度の施策実施に反映

4 有識者の意見等

ア 食品安全基本法に規定する基本的事項のフォローアップについて

平成 21 年 1 月 30 日に開催された第 29 回食品安全委員会企画専門調査会において、食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項(平成 16 年 1 月 16 日閣議決定)のフォローアップについて調査審議を行い、専門委員から下記のような指摘があり、指摘を踏まえ、フォローアップ結果を修正した。

- ・ 「第 1 食品健康影響評価の実施」に関し、自ら評価として行っている「我が国

に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価」について、プリオン専門調査会において合意された評価手法をもう少し具体的に記述すべき。

- ・ 「第9 食品の安全性の確保に関する教育、学習等」に関し、栄養教諭の人数を具体的に記述すべき。

イ 食品健康影響評価技術研究の推進について

平成20年10月9日に開催された第26回食品安全委員会企画専門調査会において、食品安全委員会の改善に向けた検討に当たっての論点の整理について調査審議を行い、専門委員から下記のような指摘を受けている。

- ・ リスク評価に必要な調査研究を計画的に行う必要がある
- ・ 食品安全委員会がなるべくたくさんのリスク評価を行い、そしてたくさんの情報を発信するためには、やはりそれをこなすだけの研究の充実が必要

ウ 食品健康影響評価に関するリスクコミュニケーションの推進について

リスクコミュニケーションの実施については、食品安全委員会リスクコミュニケーション専門調査会において、有識者の意見を聴き、今後のリスクコミュニケーションの推進に当たっては、その意向を反映させることとしている。

平成21年4月27日に開催された第44回食品安全委員会リスクコミュニケーション専門調査会（資料6）において、専門委員からは、意見交換会について

- ・ より効率的な意見交換を推進するためには対象者を意識することが重要である。
- ・ 大規模な意見交換会では、一般消費者は発言しにくいので、グループワークの手法をもっと活用すべき。
- ・ 地方は情報が少なく、多くの人が集まる機会も少ない。地方での啓発活動は重要である。

などの意見があった。これらの意見を踏まえ、今後の取組を実施することとしている。

5 参考文献及びデータ等

- ・ 食品安全基本法（平成15年法律第48号）
http://www.fsc.go.jp/hourei/kihonhou_190330.pdf
- ・ 食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項（平成16年1月16日閣議決定）
<http://www.fsc.go.jp/hourei/kihontekijikou-160116.pdf>
- ・ 食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項（平成16年1月16日閣議決定）のフォローアップについて（平成20年1月1日から平成20年12月31日

まで) (平成 21 年 2 月 食品安全委員会企画専門調査会)

http://www.fsc.go.jp/iinkai/i-dai273/dai273kai_siryou5-2.pdf

- 第 29 回食品安全委員会企画専門調査会 (平成 21 年 1 月 30 日)
<http://www.fsc.go.jp/senmon/kikaku/k-dai29/index.html>
- 食品健康影響評価技術研究実施要領 (平成 17 年 5 月 18 日内閣府食品安全委員会事務局長決定)
<http://www.fsc.go.jp/senmon/gijyutu/jishiyouryou.pdf>
- 食品健康影響評価技術研究の評価に関する指針 (平成 17 年 7 月 13 日内閣府食品安全委員会事務局長決定)
<http://www.fsc.go.jp/senmon/gijyutu/hyoukasisin.pdf>
- 第 26 回食品安全委員会企画専門調査会 (平成 20 年 10 月 9 日)
<http://www.fsc.go.jp/senmon/kikaku/k-dai26/index.html>
- 食品安全基本法 (資料 1)
- 食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項のポイント (資料 2)
- 食品安全委員会の改善に向けて (概要) (資料 3)
- 食品安全委員会リスクコミュニケーション専門調査会 (平成 21 年 4 月 27 日 (月) 第 44 回会合議事録 (抜粋)) (資料 4)
- 食品安全委員会の改善に向けて (平成 21 年 3 月 26 日食品安全委員会決定)
http://www.fsc.go.jp/iinkai/iinkai_kaizen.pdf (資料 5)
- 第 44 回食品安全委員会リスクコミュニケーション専門調査会 (平成 21 年 4 月 27 日)
<http://www.fsc.go.jp/senmon/risk/r-dai44/index.html> (資料 6)

(参考) 達成目標の設定の考え方

達成目標		設定の考え方
ア	食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項のフォローアップ	基本的事項の記載事項の実施状況を確認することにより、基本的事項のフォローアップを実施することを目標値として設定した。
イ-①	実施要領に定める事後評価結果	個々の技術研究においては研究目標が達成できない場合があることを踏まえ、事後評価結果において、概ね目標を達成したと認められる評価点の研究課題が過半を超えていることを目標値として設定した。

達成目標		設定の考え方
イ-②	実施要領に定める中間評価結果	個々の技術研究においては研究目標が達成できない場合があることを踏まえ、中間評価結果において、概ね目標を達成したと認められる評価点の研究課題が過半を超えていることを目標値として設定した。
ウ-①	食品健康影響評価の内容に関する意見交換会への参加者に対するアンケート調査において、「内容について理解度が増進した者」の割合	過去に食品安全委員会が開催した意見交換会におけるアンケート調査において、説明内容について理解が深まったとする者の割合は平均で約 40%であったことから、意見交換会において、リスク分析の考え方や食品安全委員会の活動について分かりやすい情報の提供に努めることにより、「リスク分析の考え方や食品安全委員会の活動についての理解が増進した者の割合」が 50%以上となることを目標値として設定した。
ウ-②	食品健康影響評価の内容に関する意見交換会への参加者に対するアンケート調査において、「意見交換会に満足した者」の割合	相互理解を深める新たな手法の導入や円滑な意見交換会の運営は、リスクコミュニケーションを推進する上で重要な要素である。このような取組により、「意見交換会に満足した者」の割合が 50%以上となることを目標値として設定した。
ウ-③	年度末におけるメールマガジンの登録者数（対前年度末に対する増加率）	リスクコミュニケーションの推進においては、リスク分析の考え方を理解した上で、食品の安全性について考えることができる関係者が増加することが重要であり、地方も含めた全体的な評価を行うに当たっては、メールマガジンの登録者数を測定指標とすることが有効と考えられるため、メールマガジンの登録者数の増加率が 20%以上となることを目標値として設定した。